

2025年5月28日

各 位

会 社 名 株式会社フジ・メディア・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 金光 修
(コード番号 4676 東証プライム)
問合せ先 取締役 皆川 知行
(TEL. 03-3570-8000)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年5月28日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2025年6月25日開催予定の第84回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、2025年4月30日付「(開示事項の経過・変更) 代表取締役の異動並びに当社及びフジテレビの役員体制の変更について」および「フジ・メディア・ホールディングスグループ改革に向けて」にて公表いたしましたとおり、グループとして抜本的なガバナンス改革を推進するべく、定款第23条を変更して取締役会議長を独立社外取締役が務めることを可能にするとともに、定款第30条を削除し、特定の者に長期間権限が滞留しない仕組みを構築するため相談役制度を廃止するものです。また、これらの変更に伴い、所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2025年6月25日

定款変更の効力発生日 2025年6月25日

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 23 条 本会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、<u>取締役会長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>② <u>取締役会長が空席又は支障があるときは、取締役社長がこれに代わり、取締役社長が空席又は支障があるときは、あらかじめ取締役会で定めた取締役会規定の順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p><u>(相談役)</u></p> <p>第 30 条 本会社は、<u>取締役会の決議により相談役を置くことができる。</u></p> <p>第 31 条～第 37 条 (条文省略)</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 23 条 本会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、<u>取締役会の決議をもって選定された取締役</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>② <u>前項により選定された取締役に支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第 30 条～第 36 条 (現行どおり)</p>